

「届かない声」

文学部 2 年新谷嘉徳

0. 序

本レジュメにおいてはホームレス問題を扱う。これまでワーキングプア並びに失業者問題を扱い様々な政策を志向してきたがホームレスはそれだけでは救われない。ホームレスは「住」がないという特有の問題を抱えている。以下にホームレスの現状から政策までを見ていき最終的にはホームレスが就労できるような社会を構築することが筆者の目的である。

目次

1. 社会認識・理想社会像・問題意識

2. ホームレスの現状分析

3. ホームレスに至るまで

4. ホームレス支援政策の展開

5. ホームレスの原因分析

6. 政策

1. 社会認識・理想社会像・問題意識

1970 年代後半以降、高度経済成長により都市化が進み産業全体の中で工業のウエイトが高い社会からサービス産業のウエイトが高い社会へ移行してきた。サービス産業においては、技能の習熟を必要としない仕事を中心となり正規雇用者の優位性が失われた。

また、冷戦後グローバル化が顕著に見られるようになった。グローバル化とは、ヒト、モノ、カネ、情報の流動化である。新興国では賃金が安いいため安価な製品を生産することができる。そして、その安価な製品は日本へ入ってくるようになり日本企業は国際的な市場競争を余儀なくされたのである。このことにより人件費削減が必要となり非正規雇用者が増加した。一方グローバル化により若者を中心に正規雇用者の固定的な働き方ではなく、勤務する日、時間、業務内容等についての希望が多様化し非正規雇用が増加した。

加えて1990年代初頭に地価・株価の大暴落、いわゆるバブル崩壊が起こる。ここにおいても、コストを引き下げたため人件費の安い非正規雇用者を多く雇うようになった。また、失業者の増加も著しくなった。失業者のなかにおいては住を失うことによってホームレスに転落するものも現れた。

現在においてはバブル崩壊後から「失われた20年」と呼ばれる経済低迷が続き、今なお改善に向かわない状態が続いている。

私の理想社会像は、「人々の安心が担保されている社会」である。安心とは衣食住が担保されていることに加えて、他者からの承認による個人の存在基盤（居場所）が担保されている状態をいい、この要素を踏まえたうえで自立している状態を指す。自立とは経済的自立を示している。また、自立することにより自らの力で衣食住の担保と他者からの承認を獲得する。

私の理想社会像に反する問題意識は「ワーキングプアと失業者問題」である。労働に従事することは他者からの承認を得て自らの価値を確認することである。しかしながら失業者においては、働く意欲があるにもかかわらず労働に従事できない環境に置かれている。そして衣食住が担保されていない状態にある者もいる。

また、ワーキングプアにおいては生活保護水準に満たない収入しか得られない。更に雇用が不安定というところから、他者からの承認を得ることが難しい。ゆえに失業者とワーキングプアは私の理想社会像に反している。

ワーキングプアと失業者は2012年度前期及び後期により研究を行ったが故に次なる問題意識として挙げられるのが「ホームレス問題」である。

ホームレスは衣食住という観点から見れば、月収約1万円～2万円程度しかないため衣食住が担保されているとは言えない。また他者からの承認という観点からいえば就労していても、一時的なものに過ぎず不安定な状態である。以上のようにこれは私の理想社会像に反するのである。従って私はホームレスに問題意識を抱くのである。

2. ホームレス現状分析

ホームレスの定義

日本のホームレスの定義は「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」にある、「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」という文言が公式なものである。

要するに公園や河川敷などにテントや小屋を持っていたり、駅やビルの谷間などにダンボール一枚で寝ている人々を指すが、その捉え方にあまり違和感はないかもしれない。しかし世界的に見てもこれは極めて限定的なホームレスの定義であることがわかる。

例えば、イギリスのホームレス法による定義では、

- 占有する権利のある宿泊施設を持たない者

- 家はあるが、そこに住む者から暴力の恐怖にさらされている者
- 緊急事態のための施設に住んでいる者
- 一緒に住むところがないために別々に暮らさざるを得ない者

(『居住福祉』早川和男／岩波新書) より

とされ、その範疇にドメスティック・バイオレンスや家庭内暴力にさらされている被害者や、引き離された家族など、実に多様な人々を含みます。

またアメリカではホームレス援助法（マッキーニ法）で、

- 夜間に住居がない者
- 一時宿泊施設に宿泊している者

などと定められ、やはりその定める範囲は非常に広域である。たとえば自然災害による被災者などもホームレスとされるのである。

フランスにおいてはホームレスに対する単独法というものさえない状態である。この国ではホームレスへの差別と社会的排除を防ぐ視点から、あらゆる住宅問題を抱えた人々に対する手厚い支援策によってすべてがまかなわれている。したがって、長期間にわたり路上生活を送る人はほとんどいないといわれている。

このように、イギリス、アメリカ、フランスと比較するとあまりにも日本のホームレスの定義は狭いものとなっていることが理解できる。この限定的な定義に基づいたホームレスの捉え方に筆者は賛同できない。なぜなら、ホームレスの中にも最近ではネットカフェやファーストフード店などの終夜営業店舗などに滞在していることが多いからである。

彼らは路上で見かけることが少なく“見えにくい存在”になっているのである。このように、日本のホームレスの定義はネットカフェやファーストフード店など深夜営業店舗で過ごす人を含んでいないのである。

従って、筆者はホームレスを広義的に捉え「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」に加えてインターネットカフェ難民等の「住居喪失者」「住居喪失短期労働者」も含むこととする。

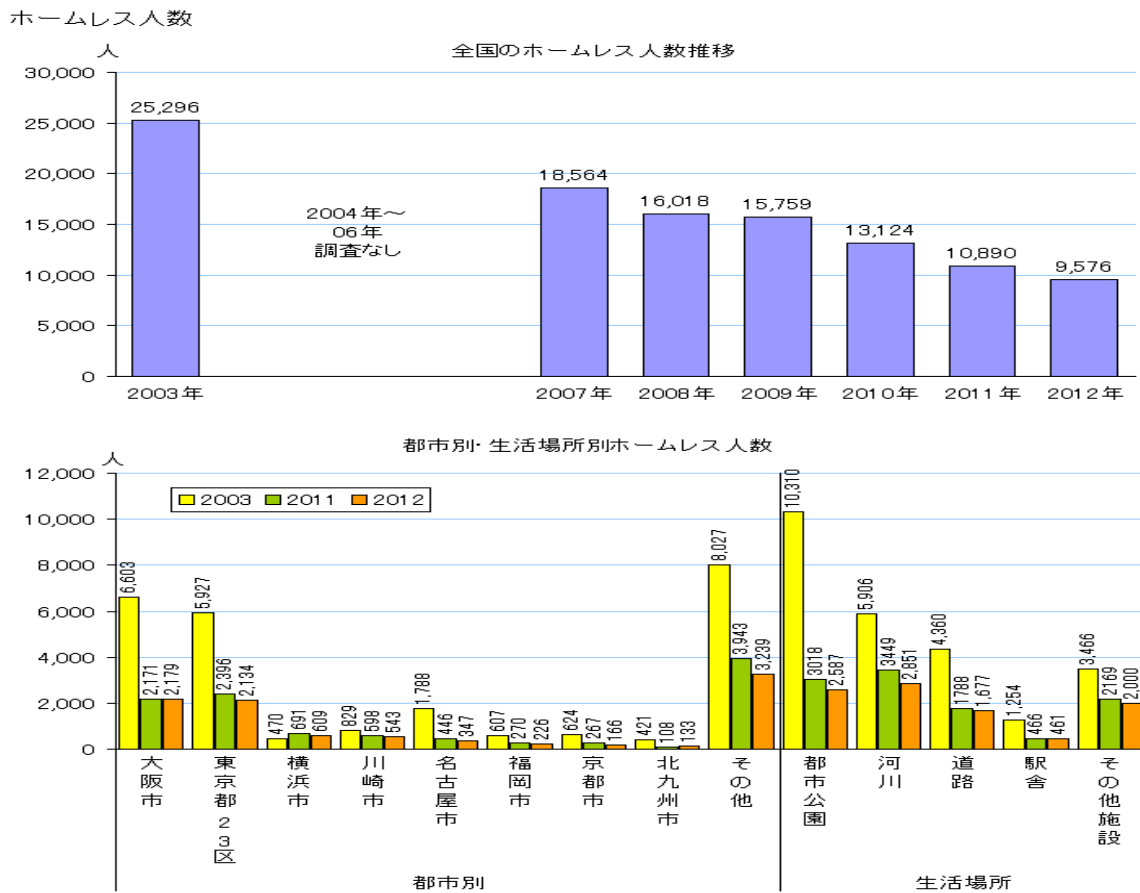
ホームレスの人数

国は全国のホームレスの数及び生活実態を把握するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの数については2003年よりすべての市町村（特別区を含む。以下同じ）を対象とした概数調査（以下に単に「概数調査」という）を、生活実態については2003年、平成2007年及び2012年の概ね5年毎に抽出による全国調査（以下、「生活実態調査」という）を実施している。

ホームレスの数については図1を参照されたい。2012年概数調査によれば、9,576人となっている（ただし、福島県内の9町村については東日本大震災の影響により未実施）、2003年概数調査の25,296人と比べて、15,720人(62.1%)減少している。ホームレスの数を都道府県別に見ると、大阪府で2,417人（2003年概数調査においては7,757人）、次いで東京

とが 2368 人 (同 6361 人) となっており、この両都府において全国の約半数を占めている。さらに、市町村別では、全 1742 市町村のうち 424 市長村でホームレスが確認され、このうちホームレスの数が 500 人以上は 3 自治体 (2007 年概数調査においては 7 自治体)、100 人以上は 16 自治体 (同 35 自治体) であるのに対し、10 未満は 319 自治体 (同 380 自治体) と約 4 分の 3 を占めている。

図 1



(注) 全市区町村における目視による概数調査(1月)の結果。ホームレスの定義は「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる者」「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(平成14年法律第105号)。都市は2012年の人数の多い順、100人以上8位までの都市。その他には都市以外を含む。

(資料) 厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査結果」

資料 (<http://www2.ttcn.ne.jp/honkawa/2970.html>) 閲覧日 9月3日

厚生労働省の2012年概数調査において日本のホームレス人数は9576人とされるが、調査方法は昼間の目視である。しかし、23時～24時の間にしないと、ホームレスは寝床には帰ってこないため、実数が反映されていないとの指摘もなされている。

ホームレスの定義でも見てきたように筆者は広義的に捉えている。従って人数も住居不安定労働者も人数に反映させることが必要不可欠であると考えられる。

2007年に8月28日に厚生労働省は「日雇い派遣労働者の実態に関する調査及び住居不安定就労者」の実態に関する調査の概要を発表した。一定の住居を持たずにインターネットカフェや漫画喫茶などの店舗で寝泊りしながら不安定就労に従事する「住居喪失不安定就労者」いわゆるネットカフェ難民などの実態を店舗利用者に対する調査を通じて明らかにするもので全国の24時間営業のインターネットカフェ・漫画喫茶等全店舗（3246店舗）の店員、店長及び抽出された146店舗のオールナイト利用者（回収調査サンプル数87店舗・1664人）に対して行われた。

ネットカフェ・漫画喫茶等をオールナイトで利用する人の利用動機のうち、最も多かったのは「パソコン・ゲーム・漫画等をオールナイトで利用するため」（52.8%）で、遊びや仕事で遅くなり、帰るのがおっくう等の理由が続き、7番目に「現在、住居がなく、寝泊りするために利用（7.8%）」となっている。また、仕事をしているオールナイト利用者の就業形態をみると「正規雇用者」が過半数（56.0%）を占め、「非正規雇用者」は（32.2%）であり、そのうち「短期派遣労働者」は（6.1%）である。

また、1日の利用者数ベースによる住居そう知る不安定労働就労者等の数を見ると、ネットカフェ難民等を利用する「住居喪失者」は1日あたり全国で約4700人、うち「住居喪失非正規労働者」は約2200人、「住居喪失短期労働者」は約1500人となっている。厚生労働省は、調査日にはネットカフェ等を利用せずに調査の対象外となっていた者もいた可能性があるとして、オールナイト利用の頻度データを用いて「常連の利用者」の存在数ベースの住居喪失不安定労働者等を週の半分（3～4日程度）以上オールナイト利用する「常連の利用者」である「住居喪失者」は全国で約5400人。また、「住居喪失短期労働者」は約1700人としている。

また、住居喪失不安定労働者等の性別・年齢別構成をみると、全オールナイト利用者のうち男性が77.9%で、「住居喪失者」に占める男性の割合は82.2%とややその構成比が高くなっている。また、「全オールナイト利用者」は20歳代が約半数を占めるが、「住居喪失者」「住居喪失非正規労働者」のいずれでも、20歳代と50歳代に2つの山がみられる。

また、雑誌の販売による収益でホームレスを支援する民間団体であるビッグイシューは20歳から39歳のホームレスに対する調査によると約2割がネットカフェなどの終夜営業施設で寝泊りしており、野宿と行き来している割合を合わせると約8割にのぼると述べているのである。

結果筆者がみる広義的ホームレスは

9576人（日本の定義に従った場合のホームレス）+5400人（住居喪失者）

1700人（住居喪失短期労働者）=16676人

ホームレスの生活実態

調査実施（平成24年）		
性別	男性	95.5%
	女性	4.5%
年齢	～39歳	3.7%
	40～49歳	11.8%
	50～54歳	10.9%
	55～59歳	18.3%
	60～64歳	25.7%
	65～69歳	16.6%
	70歳～	12.9%
生活場所	河川	29.0%
	公園	28.2%
	道路	15.9%

資料：厚生労働省「ホームレスに関する全国調査（生活実態調査）結果」平成24年

平成24年（2012年）のホームレスの年齢構成を19年（2007年）に比べると平均年齢は59.3歳で前回よりも1.8歳上昇している。年齢分布をみても60歳以上が全体の半分以上（55.2%）を占めておりホームレスの高齢化が進んでいる。

また、生活場所に関しては、河川が29.0%、公園が28.2%、道路は15.9%となっている。

就労状況

職種

	割合（%、複数回答）	賃金率（万円）	日数
廃品回収	43.6	0.44（0.23）	15.6（18.9）
建設日雇	35.8	1.00（1.04）	7.0（6.7）
公的就労	27.8	1.00（1.04）	5.1（3.6）
運輸日雇	5.7	0.74	8.1
屋台	1.7	0.51	11.1
その他雑業	5.4	0.92	15.9
その他	3.7	1.09	14.2

注：その他雑業とは、家電修理、車整理、引越しなど。その他はホテル清掃、近所手伝い、缶詰販売、衣類販売、印刷など。職種は複数回答なので多くが兼業をしている。廃品回収、建設日雇、公的就労の括弧内はその職種のみを行っている人々についての数値である。

賃金

1ヶ月あたりの収入	割合 (%)
千円未満	0.6
千円～5千円未満	5.6
5千円～1万円	6.2
1万～2万円未満	28.8
2万～3万円未満	26.0
3万～5万円未満	17.3
5万円～10万円	9.8
10万円～15万円	3.1
15万円～20万円	0.8
20万円以上	2.0

就労に関する全般的な状況を以下で言及する。現在の就労の有無（現金収入のある仕事をしているかどうか）を尋ねると、実は86.4%ものホームレスが就労をしていると回答している。その内訳はもちろん雇用契約を結ぶ職業だけでなく都市内のインフォーマルな就労も多い。複数回答で最も多いのが廃品回収（アルミ缶、ダンボール、本、粗大ゴミ）であり（43.6%）、次いで建設日雇が35.8%となっている。公的就労は「緊急地域雇用創出特別交付金」を用いた東京都の公園や道路や道路などの清掃事業である。その他雑業は具体的な記入からその内容を拾うと家電修理、車整理、引越しなどである。

これらの就労によってホームレスは図にあるような現金収入を得ている。最頻のカテゴリーは1万～2万円（28.8%）であり、次いで2万～3万（26.0%）、3万～5万（17.3%）となっている。最も高いカテゴリーである20万円以上という階層も2.0%存在している。この階層は実数も尋ねているが、最高値は40万円であった。このため各カテゴリーの中位数及び最高カテゴリーの実数を使って平均すると平均は4.53万円という収入になっている。

3. ホームレスに至るまで

ホームレス問題は以下のような問題によりホームレスになる可能性を持っている。

① 家族、家庭の問題

離婚、実家とのトラブル、虐待、家出など。

② 住居の問題

家賃の滞納による立ち退き、住み込み先の喪失など。

厚生労働省が全国のホームレス2049人を対象にしたホームレスの実態に関する全国調査の中の、ホームレスが路上生活に至った背景を調査した。これをよると、アルコール依存症、病気、怪我、精神疾患、借金の問題などが絡み合っているのがホームレス問題である。

それでは、ホームレス問題の主たる2つをそれぞれ分析していく。

① 家族、家庭の問題

現在の日本のホームレスは50歳代の中高齢層の男性が中心である。ホームレスの結婚歴の割合を表したものである。これを見ると既婚者が全体の9%、未婚者は46%、そして離婚、死別が45%である。このように未婚であり、結婚歴があっても離婚や死別しているものが全体の90%を占めるため、家族や家庭の支援が得られにくく、更に仕事を喪失することによって、一般社会中から孤立してしまいそのままホームレスとなってしまう。

② 住居の問題

老朽化した安い家賃のアパート等が建て替えにより家賃が高くなり、不安定収入そのものがアパート等を借りにくい助成がみられる。また簡易宿所も建て替え等により宿泊代が上昇した一方で日雇労働の賃金の低下や就労日数の減少等により宿泊代と賃金バランスが崩れ継続した簡易宿所での生活が困難な状況になっていることが多い。

4. ホームレス支援政策の展開

我が国では1990年代までは大都市の地域問題として自治体で対策が取られていた。90年代末からの雇用情勢の悪化とともに野宿者・路上生活者の増加が顕著となり東京、大阪、横浜、川崎、名古屋などの各都市は、寄せ場対策と連動させて法外援護を行うと共に対策の在り方の検討を進めてきた。そうした動きを踏まえて1999年2月に厚生労働省を中心に関係省庁及び関係地方自治体で構成する「ホームレス問題連合会議」を設置し、同年5月に「ホームレス問題に対する当面の対応策」を取りまとめた。この結果2000年度からホームレス支援の項目が予算化され自治体による宿泊や食事の提供、健康管理、生活相談、職業相談などの自立支援事業への補助が開始された。2000年は自立支援事業を行う自治体への2分の1補助で実施箇所は8箇所（定員1300人）であった。そして2002年には自立支援法が成立し、2005年にはホームレス総合推進事業18箇所、ホームレス緊急一時宿泊事業10箇所（3100人）、ホームレス自立支援事業22箇所、ホームレス能力活用推進事業10箇所、日雇労働者等技能講習事業（526百万円）、就業開拓配置（46百万円）などの補助が行われた。

2002年に成立した自立支援法は全国調査に基づいて国が自立支援のための基本方針を策定しそれにのっとり各地方自治体が支援の実施計画を策定すべきことを定め現在に至る。

5. 原因分析

ホームレスから抜け出せない原因

- ① 日本における雇用制度の不備
- ② シェルターと自立支援センターの設置の不足
- ③ 自立支援センター期限が短い

の3つが主な理由である。以下に詳しく見ていくことにする。

まず、原因①であるが厚生労働省の調査によると路上生活に至った理由として（複数回答）は「仕事がない」が35.8%と最も多く、「倒産、失業」27.2%となっている。

このように路上生活に至る理由として雇用の全体的な数の不足、失業に行った場合セーフティーネットに不備があることが理解できる。

次にシェルター（緊急一時保護センター）と自立支援センターについて以下にふれることにする。

シェルターとは自立支援センターに向けた準備段階として利用されるものである。シェルターでの利用期間中の標準的な流れをみていきたい。

時間	項目	具体的な内容
利用開始から 1週間目まで	状況確認	入所受付・個人生活歴等調査 健康診断：感染症チェック、健康相談等 生活相談：生活全般に関する不安解消
2週間目から 3週間まで	状況調査 健康回復 生活訓練 技能習得 その他自立支援	希望調査：面接時に等により本人の希望調査 状態の把握：日常生活態度を把握し、 アセスメント評価資料とする 意欲換気：社会復帰に向けての意欲換気 生活安定阻害要因の把握と解消：借金等の専門相談、就労に向けた事前準備：技能講習
4週間目から 退所まで	アセスメント 退所準備	自立支援センター移行後に向けた準備 ：ガイダンス等

① 利用時間

原則1日月以内であるが、次の場合には更に1ヶ月以内で延長できる。

利用者が自立支援センターへ移行するために利用枠に空きがなく、緊急一時保護センター

で待機する場合

② 援護の内容

宿所、食事の提供 1日3食

衣料・日用品等の提供 下着、上着、ズボン、靴

ホームレス自立支援センターでの支援内容について

ホームレス自立支援センターでは、入所したホームレスの人たちに次のような支援を行っている。

① 健康診断

入所されたホームレスに健康診断を実施し、就労に支障のある疾病等がないかを確認する。疾病等が見つかった場合、軽度の疾病等の場合、通院により早期回復を図る。

② 生活相談

負債等の法律相談や就労に向けたモチベーションを上げる等ケアを行う。

③ 生活訓練

通常リズムを取り戻す。

④ 生活支援

食事、入浴、衣類や日常生活用品等の貸与など衣食住全般の支援を行う。

⑤ 就職活動

センター内で、週2～3回、国の公共職業安定所（ハローワーク）の職業相談員が個別に職業相談や求人情報の提供等を行うなど就職活動をする。

⑥ 技能講習

オフィスクリーニング、ビルクリーニング、フォークリフト運転等多数のメニューを用意しており、希望に応じて受講できる。

⑦ 実地訓練

センター内での清掃、道路・公園等の除草清掃等に従事する。

⑧ 貸与金制度

求職活動中や就職後住居が決まるまでの間に必要な交通費や食費等の必要経費等の必要経費を貸与するなどの経済的支援を行う。

⑨ 保証人制度

「就職後及び住宅賃貸者・身分保証人制度」などの制度を利用する。

⑩ 就労支援後

住居の斡旋、各種法律相談、安定就労にかかる相談等を行う。

・入所期間

原則として3ヶ月以内で就職決定後、住居が決まるまでの間である。

但し、最大6ヶ月まで延長することができる。

・就職状況

就職率は設立以降毎年約40%となっている。就職先の業種は、清掃業、警察業、建設業が多くを占めているが、製造業、サービス業、飲食業、運送業、その入所者の職歴やニーズ・適正等に応じて多種多様なものとなっている。

ホームレス支援政策の展開でもみたように、2002年には「ホームレスの自立の支援等に関する特別支援法」が制定された。その基本方針のもとホームレス自立支援施設（以下、シェルター）といったホームレス対策事業が展開されている。「ホームレスの実態に関する全国調査」（以下、全国調査）によれば自立支援センターやシェルターの存在を知っているものともに60%を超えている。

雇用情勢の悪化によって深刻化すると考えられるホームレス問題に対応するうえで、自立支援センター・シェルターの施設整備や利用向上は急務である。

全国調査によれば、自治体におけるホームレス対策事業の実施事業の実施状況が示されている。現行のホームレス施策は総合相談推進事業（自治体職員、NPO等による相談助言）、自立支援センター（宿所、食事の提供、健康診断、生活相談、職業相談等の実施）、そして自治体独自のホームレス施策（公園等清掃事業での就労機会の創出、結核診断、健康診断等）に整理される。しかしながらシェルターや自立支援の設置は自治体に義務付けられているわけではない。そのため整備状況については地域差が存在するのである。また厚生労働省はホームレス対策事業の実施の有無がホームレスの減少率に差（実施自治体30%、未実施自治体8%）を生み出していると指摘している。全国平均ではホームレス対策事業の実施自治体の方が減少率は大きい。

また、自立支援センターの機能についての検証を以下で行う。

全国の自立支援センターの退所状況は就労退所（23.8%）、福祉等の措置による退所（39.9%）期限到来（36.3%）である。これは原因②であげた自立支援センターの利用期限が設けられているため約4割もの人たちが退所を迫られる状況になっているというデータである。これを改善しなければホームレスはシェルターでの一時的な支援を受けた形になってしまい、再び路上生活を余儀なくされてしまうのである。

6. 政策

雇用状況の改善

原因①の雇用の全体的な数が不足していること、セーフティーネットに不備があり失業した際再就職に繋がらないことに対しての政策としては2012年度前期で提示した政策を参照されたい。

解雇規制の緩和、失業給付の拡充、ワークシェアリング、負の所得税等が挙げられる。

シェルターの増設

原因②であるシェルターの不足に対して増設により最終的には自立支援センターとの連携により就労を促す。

現在の全国のシェルター数は33箇所で定員が約1700人である。最低でも下で述べているように16676人分が必要である。従って残りの14976人分のシェルターが必要になってくる。

筆者のホームレスの定義に従った場合の人数

9576人（日本の定義に従った場合のホームレス）+5400人（住居喪失者）

1700人（住居喪失短期労働者）=16676人

16676人-1700人=14976人

基本的にシェルター1箇所に対して50人入所可能である。従って、

14976人÷50人=299.5

300箇所増設する必要が出てくる。

自立支援センターに関しては全国で68施設存在し、定員2166人分用意されている。従って14510人分必要不可欠になる。

基本的に自立支援センター1箇所に対して100人入所可能である。従って、

14510-2166=12344人

12344÷100=123.4

124箇所増設する必要がある。

そして、増設した後にはシェルターと自立支援センターの連携を図る。

新宿区は実際に新自立支援センターと称し、シェルターと自立支援センターの連携を図りホームレスを保護し就労支援を行っている。

平成20年からモデル的にこの事業を実施し延べ200人以上の人が利用し約81%の人たちが自立した生活を送っている。

（23区政会館だより抜粋）

自立支援センターの利用期間の柔軟化

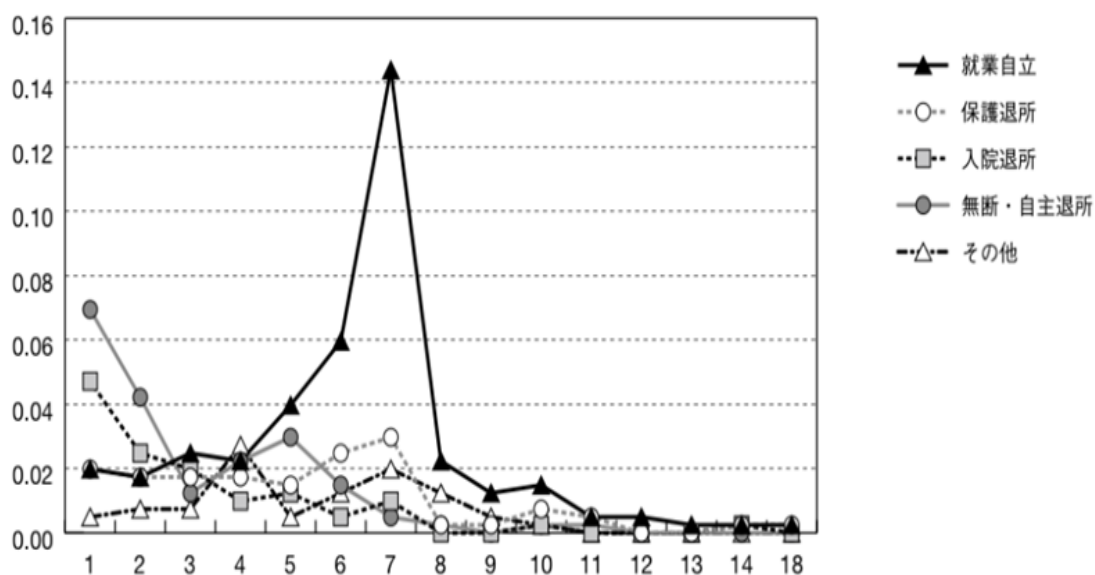
原因②の自立支援センターの利用期間が設けられていることによってホームレスが退所しなければならない原因に対しては利用期間の柔軟化を政策として提示する。

自立支援センターの利用期間の期限に対しては柔軟に行う。

実際入所期間が1ヶ月目との比較で5ヶ月目から急速に就業自立確立が高くなることが明らかになっている。特に7ヶ月目にピークを迎えており就業自立は入所期限末に集中し

ていることがわかる。但し8ヶ月以降も就業自立の確立は高くなっており正式な入所期間（6ヶ月）を超える対応がなされた場合長期間の入所による就業自立が可能となっている。入所期間が長期化する場合に就業自立が行われやすくなる点については就職には一定の時間がかかることが言える。また、就職できたとしても自立するためには住居資金が必要であり貯蓄のために一定の時間がかかることも理由として挙げられる。

上の事実を踏まえホームレスの人たちの個人の状況に合わせて利用期間を定めることが就労に繋がるのである。



出所) A市データより筆者作成

注) 割合は全退所者に対する割合である。

(参考文献)

- 飯田裕子『ルポ 若者ホームレス』ちくま新書 (2011)
稲葉剛『ハウジングプア 「住まい貧困」と向き合う』山吹書店 (2009)
岩田正美『現代の貧困 ワーキングプア/ホームレス/生活保護』ちくま新書 (2007)
笹沼弘志『ホームレスと自立/排除 路上に〈幸福を夢見る権利〉はあるか』大月書店 (2008)
山田 壮志郎『ホームレス支援における就労と福祉』明石書店 (2009)
渡辺芳『自立の呪縛 ホームレス支援の社会学』新泉社 (2010)

(参考資料)

厚生労働省

<http://www2.ttcn.ne.jp/honkawa/2970.html>

自立支援センター利用ホームレスの就業・退所行動

<http://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/19114704.pdf>

すべて閲覧日9月3日